和牛遺伝資源の流通管理に関する第1回検討会 における主な意見

(1)流通管理について

- 優秀な種雄牛の遺伝子は、我が国の共有財産として国内の生産者に還元すべきであり、まずは精液や受精卵の適正な流通管理について、現在国が定めている現行の流通管理のルールの遵守を徹底させることが重要。
- 和牛遺伝資源国内活用協議会に参加していない中間販売者や廃業者が所有する 精液等の(生産と利用段階以外の)中間段階の管理のあり方について検討する 必要。
- <u>精液の取扱いについては可能な限り流通管理を高めていく必要</u>がある。すでに 家畜人工授精所や獣医師には罰則も含めて厳しい規制がある。農家に対する規 制についても検討する必要。
- <u>農家段階における精液の管理体制についても、作業効率が低下しない程度に、</u> 保管庫への施錠等、<u>厳密な管理を求めるべき</u>。
- 過去に精液等のバーコードでの管理を試みたが、情報量が少ないことに加え、 流通の中間地点で-196℃で保管する精液等を確認し流通過程にあるストローの本 数等を確認することは困難。

(2) 知的財産としての保護について

- <u>海外への流出防止のためには、契約による保護、用途制限を設けることが有効</u>ではないか。そうすれば、契約違反となる行為があった場合には法的措置も可能ではないか。ただし、<u>契約の当事者間でしか効力がないことが課題</u>。
- 現に広く利用されている和牛等を既存の知的財産権として保護することは困 <u>難</u>。一方で、これまでにない優秀なゲノムを持つ新たな和牛については、知的 財産として保護することができるのではないか(黒毛和種等の既存の品種では なく、新しい品種を念頭に発言。)。
- 既存の知的財産権の要件は満たさないが情報として利用価値のあるものについても、知的財産として保護する道を最近の不正競争防止法の改正で開いた。 和牛遺伝資源の保護についても、この直近の不正競争防止法の考え方を応用できるのではないか。

和牛遺伝資源の流通管理に関する第2回検討会 における主な意見等

(1) ヒアリング概要

【宮崎県】

- ・ 県内のほとんどの種雄牛は県所有であり、精液の配布先を県家畜人工授精師協会の会員に制限するとともに、一元化された精液の管理システムを利用している。このシステムを用いなければ授精証明書の発行ができず、確実な精液の利用報告が担保されている。
- 民間所有の種雄牛の精液や受精卵については把握できない。

【鹿児島県】

- ・ 県内の流通は、県有牛・民有牛ともに精液の保有・利用状況等を<u>家畜保健衛生所がチェックするため把握できるが、県外向けの精液は出したという事実までしか把握していない。</u>
- ・ 家畜人工授精師間での精液の譲渡を禁止しており、精液を廃棄する場合は家 畜保健衛生所の立ち会いの下で実施している。
- ・ 宮崎県方式のようなシステムの導入について検討しているが、取引制限や事務負担の増加に反発する者もおり、全ての家畜人工授精師の理解は得られていない。

(2) 主な意見

- 現行の法規制の周知・遵守徹底が重要。<u>精液の流通については基本的に家畜人</u> 工授精所を介すべきものであり、この点は特に徹底すべき。
- 今般の事案で流出元を捜査当局が特定できたのは、販売管理が機能していたことの証左であり、譲渡記録の保管は対策として有効。
- 精液等は誰でも利用するというものではないので、<u>関係者以外に販売すること</u> <u>を規制すべき</u>。
- <u>バーコード(管理)は、精液等の形態が非常に小さく、液体窒素のタンクの中</u>にあるということを考えれば、困難。
- 兵庫県や宮崎県はクローズな仕組みになっているから、管理ができている。<u>管</u>理をしっかり行っている地域の手本となる部分を取り入れながら。体制を築いていくべき。

- 精液等の不要在庫の処分は、遺伝資源の流出を防ぐために重要であるが、農家 等の所有者にとっては私有財産であり、対応が難しい。
- 宮崎のシステムが理想ではあるが、広域流通においては、不向き。
- 再発防止に向けては、家畜改良増殖法の周知徹底、そして<u>国や県による立入検査、販売記録の保存を徹底させることでトレーサビリティが可能となると考えられる。</u>
- 証明書の記載やストローの添付など既に家畜人工授精師への義務が多いという のが実態であり、<u>今後さらに負担をかけるような制度になった場合は。本来業務</u> に影響を与えかねないという意見もある。
- 契約による保護は法的な保護の出発点となる。知的財産の観点では、受精卵や子牛についても精液と同じく改良の成果物として、用途制限等、保護の対象とすることができるのではないか。

和牛遺伝資源の流通管理に関する第3回検討会における主な意見等

(1)委員からの説明

【林委員(桜坂法律事務所弁護士)】

- ・ 和牛の改良成果は知的財産権未満の情報財(データ)であり、<u>利用許諾契約</u> により、流通管理の効果が期待できる。ただし、第三者への抑止力には限界がある。
- ・ 和牛遺伝資源の保護強化に向けて、①予防策として、流通管理制度の拡充、 契約ルール(ひな型)の普及、受精卵も含めたトレーサビリティ、一元管理シ ステムの高度化、②抑止策として、<u>第三者にも効力が及ぶような制度的な仕組</u> み(差止請求、水際措置の拡充など)について検討する価値がある。
- ・ <u>制度検討を進める上で</u>、今後の課題として、<u>海外制度・事例を調査し国際的</u> にも調和可能な制度を模索しつつ、和牛遺伝資源の保護強化の根拠となる立法 事実(国内で保護するための努力が行われている事実)の丁寧な積み上げが必 要。

【櫻井委員(シエル国際特許事務所弁理士)】

- ・ <u>種豚の改良を行う会社の契約の事例</u>として、改良への利用禁止等の用途制限 や、用途制限を受諾できる者以外への提供制限、違約金の支払いなどの担保措 置、在庫の報告などの履行管理等により、<u>改良成果の保護を図っている</u>という ものがある。
- 種苗についても、種苗会社が契約により用途や提供を制限している事例がある。
- 和牛についても、その生産方法を踏まえた上で、必要な条項を備えた契約で 保護を図るべきだろう。

(2) 主な意見

- 契約は当事者間で自由に制限項目を設けることができるが、和牛の生産流通 を考慮した上で、何を制限対象とするのか検討を行う必要。
- 契約に細かい制限を求めすぎると混乱するので、「国内の和牛生産に限定する」等が適当ではないか。

- 精液等の流通ルートには様々な階層があることから、<u>契約は簡便なものとす</u>ることが必要。国によるひな形の提示を望む。
- 契約する者、しない者が併存することにより<u>契約した者が不利益にならない</u>よう、全ての者が一斉に取り組むことが必要。
- 法制度による救済を受けるためにも、前提として契約による保護が必要。
- GI法には差止・損害賠償請求権はないが、農林水産大臣の措置命令違反に対する罰則により違反を抑止している。この例を参考に、国に登録制度を設けて利用制限を行い、違反した場合の罰則をセットとした抑止策も一案ではないか。
- 制度の検討に当たっては、現場の関係者が理解しなければ実効性のある制度 とはならない。検討過程において現場関係者とのコミュニケーションをよく取 りながら検討を進めることが重要。

和牛遺伝資源の流通管理に関する第4回検討会 における主な意見等

(1)精液・受精卵の流通管理の徹底について

- 現場では、精液の保管は、資格や家畜人工授精所の許可が不要という誤った 解釈がされている場合も多い。保管が処理に含まれるなど、曖昧な部分を明確 にする必要。
- 農家段階の利用実態把握には、和牛精液・受精卵を取り扱う酪農家も含める 必要。
- <u>国や県が定期的に立入検査を実施することで、記録や保管状況をチェックす</u>る仕組みを構築する必要。
- 現行制度では、ストロー等に種雄牛に名号や製造年月日等を記載する義務がないが、不正な流通を防止するためにも、基本的な情報の表示を義務化する必要。
- ストローへの表示方法は、技術の進歩に応じて新しい手法に対応可能な仕組 みとなるよう検討すべき。
- 家畜人工授精師や獣医師がコンプライアンスを守る意識の向上が必要。
- <u>液体窒素販売業者に、和牛遺伝資源保護の重要性を周知するとともに、販売</u> に当たっては、家畜人工授精所であることを確認する等の協力を依頼すべき。

(2) 和牛遺伝資源における知的財産的価値の保護について

- <u>不正流通の防止策として契約が有効</u>。<u>国が簡易なひな形を提示することで現場の負担を軽減するとともに、精液や受精卵の生産者は譲渡者に対し、譲渡や利用地域の制限等を課すことが必要</u>。
- <u>保護の強化としては不正流通の違法化・厳罰化が有効</u>。現行法の罰則(第11 条違反:100万円以下等)では機能しないのではないか。